

(介護予防)小規模多機能型居宅介護 自主点検表

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

前橋市福祉部指導監査課

自主点検に当たっての留意事項

1 自主点検表の目的

この自主点検表は(介護予防)小規模多機能型居宅介護の事業を行うに当たり、遵守すべき法令、条例及び通知等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

〔自主点検の実施時期〕

最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

〔自主点検を行う者〕

自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

〔点検方法〕

各項目の「評価事項」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

できている	…	A
一部できている	…	B
できていない	…	C
該当なし	…	=

なお、評価事項欄にチェックボックス口のあるものは、該当するものを■とし、自主点検の際に評価の参考にしてください。

〔点検後の対応等〕

点検を行った結果、「評価」欄がB、Cに該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護保険給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

〔点検結果の共有〕

点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業者と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

〔点検結果の保管〕

作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 摘要欄の表記(根拠法令等)

〔法〕 介護保険法(平成9年法律第123号)

〔規則〕介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

〔条例〕前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第42号)

※(準用第109条)とあるものは、他の事業の条文を準用しています。

《条例》前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第47号)

〔解釈〕指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

※〔解釈〕第3-4は「第3 地域密着型サービス」の「四 小規模多機能型居宅介護」を表します。

〔報酬〕指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)

《報酬》指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)

〔留意〕指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)

〔厚生省告示第27号〕厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)

上記以外の根拠法令等は、正式名称を記載しています。

第1 一般原則及び基本方針

注) 介護予防小規模多機能型居宅介護の場合、特段の注記がない限り、文中の「地域密着型サービス」を「地域密着型介護予防サービス」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「要介護」を「要支援」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 指定地域密着型サービスの事業の一般原則	(1) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	()	〔条例〕第3条 〔解釈〕第3-1-4(1) 《条例》第3条
	(2) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	()	
	(3) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	()	
	(4) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	()	
2 基本方針 (指定小規模多機能型居宅介護のみ)	要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で行う入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練は、居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっていますか。	()	〔条例〕第82条 《条例》第44条

第2 人員基準

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要														
1 従業者の員数等	【サテライト型以外の場合】 (1) 小規模多機能型居宅介護従業者 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者を以下のとおり配置していますか。 ① 夜間及び深夜の時間帯<u>以外</u>の時間帯に、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護従業者は、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。 ② 夜間及び深夜の時間帯<u>以外</u>の時間帯に、訪問サービスの提供にあたる従業者を1以上配置していますか。 ③ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に従事する介護従業者を1以上、宿直勤務を行う介護従業者を1以上配置していますか。 ※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定し、これに対応して必要な小規模多機能型居宅介護従業者を確保すること。 <table><tr><td rowspan="3">日中の時間帯</td><td>AM</td><td>:</td><td rowspan="3">夜間・深夜の時間帯</td><td>PM</td><td>:</td></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td>～</td></tr><tr><td>PM</td><td>:</td><td>AM</td><td>:</td></tr></table> ※ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となる。 なお、宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けて訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度に対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。 ④ ①の利用者の数は、前年度の平均値となっていますか。 ※ 新規に指定を受ける場合は、推定数とする。 ⑤ ①の従業者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。 ⑥ ①の従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。 ※ 常勤を要件としておらず、毎日配置する必要はない。	日中の時間帯	AM	:	夜間・深夜の時間帯	PM	:		～		～	PM	:	AM	:	() () () () () () () () () () ()	〔条例〕 第83条 《条例》 第45条 〔解釈〕 第3-4-2(1)
日中の時間帯	AM		:	夜間・深夜の時間帯		PM	:										
			～				～										
	PM	:	AM		:												

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 従業者の員数等(続き)	⑦ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かない場合には、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備していますか。	()	
	⑧ 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次のアからカまでのいずれかに掲げる施設等が併設されている場合で、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員が当該施設等の職務に従事する場合は、それぞれの人員に関する基準を満たしていますか。 ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所 イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設 エ 指定介護老人福祉施設 オ 介護老人保健施設 カ 介護医療院	()	
	⑨ 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次のアからエまでのいずれかに掲げる施設等が同一敷地内にある場合で、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員が当該施設等の職務に従事する場合は、それぞれの人員に関する基準を満たしていますか。 ア ⑧ア～カに掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所 イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ウ 指定地域密着型通所介護事業所 エ 指定認知症対応型通所介護事業所	()	
	(2) 介護支援専門員		
	① 登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。 ※ 介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護の事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する(1)⑧⑨に掲げる施設等の職務に従事することができる。	()	
	② 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了していますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 従業者の員数等(続き)	【サテライト型の場合】 ※ サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 ※ サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所について、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができる。 ※ サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。 ※ サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する別に厚生労働大臣が定める研修（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了している者を置くことができる。		
2 人員欠如減算の算定	従業者の員数が配置基準を満たしていない場合に、人員基準欠如減算を算定していますか。	()	〔報酬〕別表4注1, 注2, 及び注3 《報酬》別表2注1, 注2, 及び注3 〔厚生省告示第27号〕第7号 [□] 及び第21号 [□]
3 管理者	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 (2) 管理者が他の職務を兼ねる場合は、当該事業所の管理上支障がない以下の場合となっていますか。 ☐ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合 ☐ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	() ()	〔条例〕第84条 《条例》第46条 〔解釈〕第3-4-2(2)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
3 管理者(続き)	※ 例えば、以下の場合は管理業務に支障があると考えられる。 ・ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合 ・ 併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。） ・ 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合		
	(3) 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者ですか。	()	
	(4) 管理者は別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了している者ですか。	()	
4 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	(1) 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者ですか。	()	〔条例〕 第85条 《条例》 第47条 〔解釈〕 第3-4-2(3)
	(2) 代表者は別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了している者ですか。	()	

第3 設備基準

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 登録定員及び利用定員	(1) 登録定員は29人以下となっていますか。	()	〔条例〕 第86条 《条例》 第48条 〔解釈〕 第3-4-3(1)
	(2) 1日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限は、以下のとおりとなっていますか。 ① 通いサービス：登録定員の2分の1から15人まで ※ 登録定員が25人を超える場合は次に定める利用定員まで ・登録定員26人又は27人の場合、利用定員は16人 ・登録定員28人の場合、利用定員17人 ・登録定員29人の場合、利用定員18人 ② 宿泊サービス：通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで	()	
	(3) サテライト型事業所は登録定員が18人以下となっていますか。 ① 通いサービス：登録定員の2分の1から12人まで ② 宿泊サービス：通いサービスの利用定員の3分の1から6人まで	()	
2 設備及び備品等	(1) 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	()	〔条例〕 第87条 《条例》 第49条 〔解釈〕 第3-4-3(2)
	(2) 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保していますか。 ※ 通いサービスの利用定員について、15人を超える事業所は、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確保すること。	()	
	(3) 宿泊室の定員は1人となっていますか。 ※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	()	
	(4) 宿泊室の床面積は7.43㎡以上となっていますか。	()	
	(5) 2(3)(4)を満たす宿泊室（以下この項目において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上となっていますか。	()	
	(6) 2(5)の構造はプライバシーが確保されたものとなっていますか。 ※ プライバシーが確保された居間については、2(5)の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
2 設備及び備品等(続き)	(7) 2(1)の設備は専ら当該小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっていますか。 ※ 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合はこの限りでない。	()	
	(8) 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にありますか。	()	
	※ 指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、《条例》第49条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、2(1)から(8)に定める基準を満たしているものとみなすことができる。	()	

第4 運営基準

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者やその家族に対し、次の事項を記したわかりやすい文書を交付して説明を行っていますか。 ☐ 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む） ☐ 従業者の勤務の体制 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理の体制 ☐ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 ・実施の有無 ・実施した直近の年月日 ・実施した評価機関の名称 ・評価結果の開示状況 ☐ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	()	【条例】第10条（準用第109条） 【解釈】第3-1-4（2） 《条例》第12条（準用第66条）
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	()	
	(3) 1(1)の文書の交付に代えて文書に記すべき重要事項を電磁的方法によって提供する場合は、以下に留意して行っていますか。 ① 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」）により提供することができる。この場合において、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ア 電子情報処理組織を使用する方法のうちア(イ)又は(イ)に掲げるもの (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） イ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに1(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 内容及び手続の 説明及び同意 (続き)	② (3)①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ③ (3)①の「電子情報処理組織」とは、指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(3)①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ア (3)①に規定する方法のうち指定小規模多機能型居宅介護事業者が使用するもの イ ファイルへの記録の方式 ⑤ (3)④の規定による承諾を得た指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法によって重要事項の提供をしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(3)④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		
2 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいませんか。 ※正当な理由とは ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合 (2) 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。	()	〔条例〕 第11条（準用第109条） 〔解釈〕 第3-1-4（3） 《条例》 第13条（準用第66条）
3 サービス提供困難時の対応	通常の実業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自らサービス提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	()	〔条例〕 第12条（準用第109条） 〔解釈〕 第3-1-4（4） 《条例》 第14条（準用第66条）
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 (2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定小規模多機能型居宅介護を提供するように努めていますか。	()	〔条例〕 第13条（準用第109条） 〔解釈〕 第3-1-4（5） 《条例》 第15条（準用第66条）
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 (2) 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	()	〔条例〕 第14条（準用第109条） 〔解釈〕 第3-1-4（6） 《条例》 第16条（準用第66条）

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
6 心身の状況等の把握	(1) サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目等の把握に努めていますか。 ☐ 利用者の心身の状況 ☐ 利用者の置かれている環境 ☐ 他の保健医療サービスの利用状況 ☐ 福祉サービスの利用状況	()	〔条例〕 第88条 《条例》 第50条 〔解釈〕 第3-4-4 (1)
	(2) テレビ電話装置等を活用して行うサービス担当者会議に利用者が参加する場合は、当該利用者等の同意を得ていますか。	()	
7 居宅サービス事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	()	〔条例〕 第89条 《条例》 第51条 〔解釈〕 第3-4-4 (2)
	(2) サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。	()	
	(3) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	()	
8 身分を証する書類の携行	(1) 小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	()	〔条例〕 第90条 《条例》 第52条 〔解釈〕 第3-4-4 (3)
	(2) 身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの提供に当たる者の氏名の記載がありますか。 ※ 当該訪問サービスの提供に当たる者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	()	
9 サービスの提供の記録	(1) 指定小規模多機能型居宅介護を提供した際に、次の項目を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載していますか。 ☐ サービス提供日 ☐ サービス内容 ☐ 保険給付の額 ☐ その他必要な事項	()	〔条例〕 第21条（準用第109条） 〔解釈〕 第3-1-4 (12) 《条例》 第22条（準用第66条）
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護を提供した際に、次に掲げる項目（提供した具体的なサービスの内容等）を記録していますか。 ☐ サービス提供日 ☐ 提供した具体的なサービスの内容（算定している加算の算定根拠となる記録を含む。） ☐ 利用者の心身の状況 ☐ その他必要な事項（送迎の記録や医療行為についての実施者名、実施日時、実施内容等を含む。）	()	
	(3) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載するなど）により、その情報を利用者に対して提供していますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
10 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額（利用者負担額）の支払いを受けていますか。	()	[条例] 第91条 《条例》第53条 [解釈] 第3-4-4 (4) ・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料に関する指針（H17.9.7厚生労働省告示第419号） ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（H12.3.30老企第54号）
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額（償還払いの場合）と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（法定代理受領がなされる場合）との間に、不合理な差額が生じていませんか。	()	
	(3) 10(1)(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を受けていませんか。	()	
	① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 宿泊に要する費用 ⑤ おむつ代 ⑥ その他の日常生活費（次の2つに限る。あいまいな名目での徴収は不可。） ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 （すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。） ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 （すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室にあるテレビやカラオケ設備の使用料、機能訓練の一環として実施するクラブ活動や利用者が原則全員参加する定例行事における材料費等）について徴収することは認められない。）		
	(4) 10(3)③④の費用は、別に厚生労働大臣が定める指針によるものとなっていますか。	()	
	(5) 10(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、文書で同意を得ていますか。	()	
	(6) 保険給付の対象となっているサービス及び日常生活費等に係るサービスの提供と関係なく、利用者がその嗜好又は個別の生活上の必要に応じて購入等を行うもの（介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用）については、10(3)の費用とは区分して受領していますか。 ※ 贅沢品に係る費用、希望者を募り実施する旅行の代金等の留意点 ・利用者等の希望を確認した上で提供されているか。 ・すべての利用者に一律に提供し、費用を画一的に徴収していないか。 ・あいまいな名目で徴収していないか。 ・10(3)の利用料と重複する費用ではないか。 ・10(5)と同様の手続きを行っているか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
10 利用料等の受領 (続き)	(7) 指定小規模多機能型居宅介護その他のサービスの提供に要した費用の支払を受ける際、領収証を交付していますか。 ※ 領収証には、次の額を区分して記載すること。 ☐ 保険給付対象額 ☐ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ☐ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ☐ 食事の提供に要する費用 ☐ 宿泊に要する費用 ☐ おむつ代 ☐ その他の日常生活費 ☐ 介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用 ※ 金融機関への振込等の方法で支払いを受けた場合でも、領収証を交付すること。	()	〔法〕第41条第8項 (準用第42条の2第9項) 〔規則〕第65条 ・介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて(平成28年10月3日厚生労働省老健局振興課事務連絡) ・介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について(平成12年11月16日老振発第73号)
	(8) 領収証に、医療費控除の対象額(控除対象となる利用者の自己負担分)についても記載していますか。 ※ 医療費控除の対象となる利用者 当該指定小規模多機能型居宅介護を、居宅サービス計画の「(介護予防)訪問看護」「(介護予防)訪問リハビリテーション」「(介護予防)居宅療養管理指導」のいずれかと併用する利用者。 なお、介護福祉士等による喀痰吸引については、サービス類型に関わらず医療控除対象となり、利用者の自己負担分の10分の1の額を対象費用の額とする。	()	
11 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払いの場合)は、次の事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 ☐ 提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容 ☐ 費用の額 ☐ その他必要と認められる事項	()	〔条例〕第23条(準用第109条) 〔解釈〕第3-1-4(14)
12 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、指定小規模多機能型居宅介護の目標を設定し、計画的に行っていますか。	()	〔条例〕第92条 《条例》第67条
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 ※ 質の評価方法を記入	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
13 指定小規模多機能型居宅介護の 具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っていますか。	()	〔条例〕 第93条 《条例》 第68条 〔解釈〕 第3-8-4 (1) 〔報酬〕 別表4注4 《報酬》 別表2注4 〔留意〕 第2の5 (3)
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。	()	
	(3) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	()	
	(4) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じて指導を行っていますか。	()	
	(5) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	()	
	(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ☐ 「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。 ☐ 具体的な内容について記録すること。	()	
	(7) 身体的拘束等適正化検討委員会について、以下のとおり3か月に1回以上開催していますか。 ☐ 委員会の開催内容について記録する(議事録等) ※ 委員会の具体的内容は、次のようなことを想定 ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(7)①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、(7)②により集計された事例を報告し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。	()	
	(8) 身体的拘束等の適正化のための指針について、以下の項目を盛り込んで作成していますか。 ☐ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ☐ 身体的拘束等適正化検討委員会その他組織に関する事項 ☐ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ☐ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ☐ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ☐ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
13 指定小規模多機能型居宅介護の 具体的取扱方針 (続き)	(9) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修を以下のとおり実施していますか。 ☐ 身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発 ☐ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の指針に基づく適正化の徹底 ☐ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の指針に基づく研修プログラムを作成し、年2回以上の開催 ☐ 新規採用時の実施 ☐ 研修の実施内容の記録	()	
	(10) 13(6)から(9)までの措置を講じていない場合に、身体拘束廃止未実施減算を算定していますか。	()	
	(11) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないですか。 ※ 「登録定員に比べて著しく少ない状態」とは、登録定員のおおむね3分の1以下を目安とする。	()	
	(12) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 ※ 「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを合わせて概ね週4回以上行うことを目安とする。また、通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましい。 ※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。	()	
	(13) 通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、サービス提供が過小である場合の減算を算定していますか。	()	〔報酬〕別表4注7 《報酬》別表2注7 〔留意〕第2の5（6）
14 居宅サービス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	()	〔条例〕第94条 〔解釈〕第3-4-4（6）
	(2) 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第48号）第16条各号の具体的取組方針に沿って行っていますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
15 法定代理受領サービスに係る報告	毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	()	〔条例〕 第95条 《条例》 第55条 〔解釈〕 第3-4-4 (7)
16 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合、その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	()	〔条例〕 第96条 〔解釈〕 第3-4-4 (8) 《条例》 第56条
17 小規模多機能型居宅介護計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト型事業所にあつては、研修修了者。）に小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	()	〔条例〕 第97条 〔解釈〕 第3-4-4 (9)
	(2) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	()	
	(3) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成していますか。	()	
	(4) 小規模多機能型居宅介護計画を基本とし、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。	()	
	(5) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	()	
	(6) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。	()	
	(7) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	()	
	(8) 小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う際は、17(2)～(6)に準じて取り扱っていますか。	()	
	(9) 居宅サービス計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力していますか。	()	
18 介護等	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	()	〔条例〕 第98条 〔解釈〕 第3-4-4 (10) 《条例》 第69条
	(2) 利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	()	
	(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は可能な限り利用者と従業者が共同で行うように努めていますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
19 社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 (2) 利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 ※ 原則としてその都度、同意を得て代行する。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得る。 (3) 会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めていますか。	() () ()	〔条例〕 第99条 〔解釈〕 第3-4-4 (11) 《条例》 第70条
20 利用者に関する市町村への通知	指定小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が、次の20(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 (1) 正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	()	〔条例〕 第29条（準用第109条） 《条例》 第25条（準用第66条） 〔解釈〕 第3-1-4 (18)
21 緊急時等の対応	(1) 小規模多機能型居宅介護従業者は現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ※ 緊急時等の対応方法をマニュアル等にあらかじめ定めておくこと。	()	〔条例〕 第100条 《条例》 第57条 〔解釈〕 第3-4-4 (12)
22 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 (2) 管理者は、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	() ()	〔条例〕 第60条の11（準用第109条） 《条例》 第27条（準用第66条） 〔解釈〕 第3-2の2-4 (4)
23 運営規程	指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。 ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ☐ 営業日及び営業時間 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 通常の事業の実施地域 ☐ サービス利用に当たっての留意事項 ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 非常災害対策 ☐ 虐待の防止のための措置に関する事項 ☐ その他の運営に係る重要事項	()	〔条例〕 第101条 《条例》 第58条 〔解釈〕 第3-4-4 (13)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
24 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。 ☐ 月（月末まで）ごとの勤務表を作成している。 ☐ 以下を明確にしている。 ・ 従業者の日々の勤務時間 ・ 常勤・非常勤の別 ・ 看護職員等の配置 ・ 管理者との兼務関係 等	()	〔条例〕第60条の13（準用第109条） 〔解釈〕第3-2の2-4（6）、第3-1-4（22） 《条例》第29条（準用第66条）
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※ 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。	()	
	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ※ 事業所内研修等を実施した場合は、実施記録を作成すること。	()	
	(4) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	()	
	(5) 新たに採用した従業者（医療・福祉関係の資格を有さない者）に対しては、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講させていますか。	()	
	(6) 適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ☐ ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。 ☐ 相談（苦情を含む。）に応じるための窓口及び担当者をあらかじめ定め、従業者に周知・啓発する。 ※ カスタマーハラスメントの防止のために、雇用管理上の配慮を行うことが望ましい。	()	
25 定員の遵守	(1) 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。 ※ 利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない ※ 特に必要と認められる場合の例 ・ 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者が定員を超える場合 ・ 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 ・ 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合	()	〔条例〕第102条 《条例》第59条 〔解釈〕第3-4-4（14）
	(2) 登録者数が運営規程に定めた登録者数を超える場合、定員超過利用による減算を算定していますか。	()	〔報酬〕別表4注1、2、及び3 《報酬》別表2注1、2、及び3 〔留意〕第2の9（1）（2） 〔厚生省告示第27号〕第7号イ及び第21号イ

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
26 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施し、かつ非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、必要な措置を講じていますか。	()	〔条例〕第33条の2（準用第109条） 〔解釈〕第3-4-4（5） 《条例》第29条の2（準用第66条）
	(2) 業務継続計画には、以下の項目が記載されていますか。 〈感染症に係る業務継続計画〉 ☐ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ☐ 初動対応 ☐ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） 〈災害に係る業務継続計画〉 ☐ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ☐ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ☐ 他施設及び地域との連携 ※ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定してもよい。	()	
	(3) 従業者に対し、業務継続計画について周知していますか。	()	
	(4) 従業者に対し、次のとおり研修を実施していますか。 ☐ 研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行を行うものとする。 ☐ 定期的（年1回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施する。 ☐ 研修の実施内容を記録する。 ※ 感染症に係る業務継続計画の研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。	()	
	(5) 従業者に対し、次のとおり訓練を実施していますか。 ☐ 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担を確認する。 ☐ 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習を行う。 ☐ 定期的（年1回以上）に実施する。 ☐ 訓練の実施内容を記録する。 ※ 感染症に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と、災害に係る訓練は、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施してもよい。	()	
	(6) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	()	
	(7) 26(1)の業務継続計画が未策定の場合に、業務継続計画未策定減算を算定していますか。	()	〔報酬〕別表4注6 《報酬》別表2注6 〔留意〕第2の5（5）

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
27 非常災害対策	(1) 非常災害に際して必要な次のことを実施していますか。 ☐ 非常災害に関する具体的計画の策定 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画 ☐ 関係機関への通報及び連携体制の整備 ☐ 上記非常災害に関する具体的計画、関係期間への通報及び連携体制についての定期的な従業者への周知 ☐ 定期的な避難、救出その他必要な訓練（年2回） ☐ 訓練の実施記録の整備	()	・消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項 ・消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条の2第2項及び表第一（六）項 ・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項 〔条例〕第103条 《条例》第60条 〔解釈〕第3-4-4（16） ・社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）
	(2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている事業所はその者に行わせていますか。 ※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所は防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせる。	()	
	(3) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	()	
28 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	()	〔条例〕第60条の16（準用第109条） 〔解釈〕第3-4-4（17） 《条例》第32条（準用第66条）
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	()	
	① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催 ☐ おおむね6月に1回以上開催 ☐ 委員会の実施内容を記録 ☐ 従業者に対し、委員会の結果を周知 ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備 ☐ 平常時の対策及び発生時の対応を規定 〈平常時の対応〉 ☐ 事業所内の衛生管理（環境の整備等） ☐ ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） 〈発生時の対応〉 ☐ 発生状況の把握 ☐ 感染拡大の防止 ☐ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ☐ 行政等への報告 ☐ 事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
28 衛生管理等（続き）	③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修の実施 ☐ 年1回以上及び新規採用時 ☐ 研修実施記録の整備	()	
	④ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練の実施 ☐ 年1回以上 ☐ 指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認 ☐ 感染対策をした上でのケアの演習 ☐ 訓練実施記録の整備	()	
	(3) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っていますか。	()	
	(4) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じていますか。	()	
	(5) 従業者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認していますか。	()	
	(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。	()	
29 協力医療機関等	(1) 主治の医師との連携を基本としつつ利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	()	〔条例〕 第104条 《条例》 第61条 〔解釈〕 第3-4-4 (18)
	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	()	
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援体制を整えていますか。	()	
30 掲示	(1) 事業所の見やすい場所（重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所）に次の事項を掲示していますか。 ☐ 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む） ☐ 小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制 ☐ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等） ※ 上記項目を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	()	〔条例〕 第35条（準用第109条） 〔解釈〕 第3-1-4 (25) 《条例》 第33条（準用第66条）
	(2) 30(1)の重要事項をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載していますか。	()	
31 秘密保持等	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	()	〔条例〕 第36条（準用第109条） 〔解釈〕 第3-1-4 (26) 《条例》 第34条（準用第66条）
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	()	
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は該当家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
32 広告	指定小規模多機能型居宅介護について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	()	〔条例〕第37条（準用第109条） 《条例》第35条（準用第66条）
33 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	()	〔条例〕第38条（準用第109条） 〔解釈〕第3-1-4 (27)
34 苦情処理	(1) 提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。 ☐ ① 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。 ☐ ② (1)①の措置の概要について利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。 ☐ ③ 苦情処理の概要について指定小規模多機能型居宅介護事業所内に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載している。	()	〔条例〕第39条（準用第109条） 〔解釈〕第3-1-4 (28) 《条例》第37条（準用第66条）
	(2) 34(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	()	
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	()	
	(4) 提供したサービスに関し、法第23条の規定（運営指導）により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員による質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力していますか。	()	
	(5) 市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行っていますか。	()	
	(6) 市町村からの求めがあった場合には、34(5)の改善の内容を、市町村に報告していますか。	()	
	(7) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力していますか。	()	
	(8) 国民健康保険団体連合会から34(7)について指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行っていますか。	()	
	(9) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、34(8)の改善の内容を、国民健康保険団体連合会に報告していますか。	()	
35 調査への協力等	提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するため市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	()	〔条例〕第105条 《条例》第62条 〔解釈〕第3-4-4 (19)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
36 地域との連携等	(1) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ※ 指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合は、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。 ※ テレビ電話装置を活用して行う運営推進会議に利用者等が参加する場合は、当該利用者等の同意を得ること。	()	〔条例〕第60条の17（準用第109条） 《条例》第40条（準用第66条） 〔解釈〕第3-2の2-4（9） ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る）に規定す運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号）
	(2) 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催する場合には、以下の条件を満たしていますか。 ☐ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ☐ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ※ 事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。 ☐ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき回数の半数を超えないこと。 ☐ 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
36 地域との連携等 (続き)	(3) 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っていますか。 ※ 評価の実施にあたっては以下の点に留意すること。 ① 自己評価は、まず、事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上に繋げていくこと目指すもの。 ② 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。 ③ (3)②の取組を行う場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。 ④ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。 ⑤ 指定小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。	()	
	(4) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、公表していますか。	()	
	(5) 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	()	
	(6) 利用者からの苦情に関して、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めていますか。	()	
	(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うように努めていますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
37 居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が併設施設、その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう、努めていますか。	()	〔条例〕 第107条 〔解釈〕 第3-4-4 (20)
38 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 【令和9年3月31日まで努力義務】	業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していますか。 ☐ 管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成する ☐ 適切な開催頻度を決め、定期的に開催する ☐ 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（厚生労働省HP掲載）」等を参考に取り組む ☐ 委員会の開催内容の記録（議事録等）	()	〔条例〕 第107条の2 〔解釈〕 第3-4-4 (21) 《条例》 第64条の2
39 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に備え、次の対応をしていますか。 ☐ 事故が発生した場合の対応方法を定めている。 （事故が起きた時の連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲等） ☐ 事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）には、その原因を分析し、分析結果を従業員に周知徹底するなど、再発生を防ぐための対策を講じている。 ☐ 事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入し、又は、賠償するための資金を確保している。 (2) 事故が発生した場合に、次の対応をしていますか。 ☐ 利用者の家族（及び利用者に係る居宅介護支援事業者等）に対して連絡及び状況説明等を行っている。 ☐ 市町村に報告が必要な事故が発生した場合は、速やかに報告している。 ・ 骨折等の利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故 ・ 職員又は利用者による法令違反、不祥事等 ・ 食中毒及び感染症 ・ 利用者の無断外泊等による行方不明者の発生 ・ 地震等の天災又は火災等に起因する施設の損壊事故 ・ その他の利用者の生命、身体又は精神に重大な影響を及ぼす事故 ※ 本市の報告対象となる事故については、社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領及び前橋市ホームページを参照 ☐ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録している。 ☐ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っている。	() ()	〔条例〕 第41条（準用第109条） 〔解釈〕 第3-1-4 (30) 《条例》 第38条（準用第66条） ・ 前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（令和4年12月15日施行） ・ 前橋市ホームページ（介護保険のサービス提供時に発生した事故等の報告）

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
40 虐待の防止	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、開催していますか。 ※ テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ☐ 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化している。 ☐ 定期的に開催している。 ☐ 次のような事項を検討している。 ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ⑦ ⑥の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ☐ 委員会の記録を作成している。 ☐ 開催結果を従業者に周知徹底している。	()	〔条例〕第41条の2 （準用第109条） 〔解釈〕第3-4-4 （21） 《条例》第38条の2 （準用第66条）
	(2) 虐待の防止のための指針を整備し、次の項目を盛り込んでいますか。 ☐ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ☐ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ☐ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ☐ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ☐ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ☐ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ☐ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	()	
	(3) 虐待の防止のための研修を次のとおり実施していますか。 ☐ 40(2)の指針に基づいた研修プログラムの作成 ☐ 年1回以上及び新規採用時 ☐ 研修実施記録の整備	()	
	(4) 40(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。	()	
	(5) 40(1)～(4)の措置を講じていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定していますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
41 会計の区分	(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	()	〔条例〕 第42条（準用第109条） 〔解釈〕 第3-1-4（32） 《条例》 第39条（準用第66条）
	(2) 会計処理の方法については以下の通知を参考に適切に行われていますか。 ・ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号） ・ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号） ・ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）	()	
42 記録の整備	(1) 次の諸記録を整備していますか。 ☐ 従業者 ☐ 設備 ☐ 備品 ☐ 会計	()	〔条例〕 第108条 《条例》 第65条 〔解釈〕 第3-4-4（22）
	(2) 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備していますか。 ①（項目14）居宅サービス計画 ②（項目17）小規模多機能型居宅介護計画 ③（項目9）提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④（項目13）身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤（項目20）利用者に関する市への通知に係る記録 ⑥（項目34）苦情の内容等の記録 ⑦（項目39）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧（項目36）運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録	()	
	(3) 42(2)の記録について、完結の日から5年間保存していますか。 ※ 「その完結の日」とは、(2)①から⑦までの記録については、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により、一連のサービス提供が終了した日とし、(2)⑧については、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
43 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱い方針（小規模多機能型居宅介護と共通でないもの）	(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	()	《条例》第67条 〔解釈〕第4-3-2 (1)
	(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	()	
	(3) サービスの提供に当たっては「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮していますか。	()	
	(4) 利用者の意欲が高まるようコミュニケーションを十分に図ることをはじめ、様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	()	
	(5) 計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、サービスの改善を図っていますか。	()	
44 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱い方針（小規模多機能型居宅介護と共通でないもの）	(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を把握していますか。	()	《条例》第68条 〔解釈〕第4-3-2 (2)
	(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。	()	
	(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	()	
	(4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	()	
	(5) 介護支援専門員等は介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めるサービス提供期間（計画期間）が終了するまでに、少なくとも1回は実施状況の把握（モニタリング）を行い、利用者の様態の変化等の把握をしていますか。	()	
	(6) 介護支援専門員等はモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	()	
	(7) 介護支援専門員等は介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更の際に44(1)～(5)に準じて取り扱っていますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
45 電磁的記録等	(1) 書面に代えて電磁的記録を作成及び保存する際は、以下の方法により行っていますか。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは(1)①、②に準じた方法によること。 ※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者（以下、事業者）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものは除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	()	〔条例〕 第205条 〔解釈〕 第5 《条例》第92条 ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会・厚生労働省） ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省） ・押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）
	(2) 電磁的方法によって交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）を行う際は、事前に利用者等の承諾を得た上で、以下の事項に留意して行っていますか。 ① 電磁的方法による交付は、項目1（内容及び手続の説明及び同意）45(3)電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。 ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。 ④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、他に定めがある場合を除き、(2)①～③の方法に準じた方法によること。	()	
	(3) 45(1)、(2)については、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行っていますか。	()	

委員会・研修・訓練の実施状況

※以下の内容が確認できる既存資料の提出でも可

1 委員会開催状況

委員会	開催頻度	前年度 開催日	現年度 開催日
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会			
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会			
虐待の防止のための対策を検討する委員会			
入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

2 研修実施状況

区分	研修名等具体的内容	前年度 実施日	現年度 実施日
身体的拘束等の適正化関係			
業務継続計画関係			
感染症予防まん延防止関係			
高齢者虐待防止関係			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

3 施設外研修(前年度・現年度受講分)

[illegible]

4 職員研修体制

--

5 新規採用時研修プログラム

(有 ・ 無)

[illegible]

6 訓練実施状況

区分	訓練名等具体的内容	前年度 実施日	現年度 実施日
業務継続計画関係			
感染症予防まん延防止関係			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

7 防災訓練(避難訓練)

区分	具体的内容(※)	前年度 実施日	現年度 実施日
防災訓練(避難訓練)			

※昼間訓練、夜間訓練、夜間想定訓練等を記載してください。

8 運営推進会議

	開催頻度	前年度 開催日	現年度 開催日
運営推進会議			

第5 届出等

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 変更、再開 の届出	(1) 指定を受けた事業所について、次のいずれかの変更がある場合は、変更日の2週間前までにその旨を市長に届け出ていますか。 ☐ 事業所の所在地（電話、FAX番号を含む） ☐ 事業所の建物の構造、専用区画等 ☐ 定員	()	〔法〕第78条の5 〔規則〕第131条の13 ・前橋市ホームページ「介護保険事業者（地域密着型サービス・居宅介護支援）の変更届」
	(2) 指定を受けた事業所について、次のいずれかの変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。 ☐ 事業所の名称 ☐ 申請者の名称、主たる事務所の所在地（電話、FAX番号を含む） ☐ 申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ☐ 登記事項証明書又は条例等（当該指定小規模多機能型居宅介護事業に関するものに限る。） ☐ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ☐ 運営規程 ☐ 協力医療機関（協力歯科医療機関）の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容 ☐ 介護老人福祉施設等との連携体制及び支援の体制の概要 ☐ 介護支援専門員の氏名及び登録番号	()	
	(3) 休止した事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。	()	
2 廃止、休止 の届出（事前）	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、前橋市長に届け出ていますか。	()	〔法〕第78条の5 〔規則〕第131条の13
3 介護給付費 算定に係る 体制等に関する届出	(1) 加算等の届出（単位数が増えるもの）の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしていますか。	()	〔留意〕第1-1(6)、5
	(2) 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届出ていますか。（加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。）	()	

第6 介護給付費関係

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 基本的事項	介護報酬は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 ※介護予防については、平成18年厚生労働省告示第128号の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定する。	()	〔報酬〕別表4 《報酬》別表2 〔留意〕第2の5
2 基本報酬の算定	(1) 次の要件を満たしたうえで、所定単位数を算定していますか。 ☐ 当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。 ☐ 月途中から登録した場合は又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定する。 ※ 登録日：サービスを実際に利用開始した日（契約を結んだ日ではない。） 登録終了日：利用契約を終了した日 ☐ 月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数をする。 ※ 同一建物の定義 - 指定小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当する。（同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。） - 建築物の管理、運営法人が当該小規模多機能型居宅介護事業所の事業者と異なる場合であっても同一建物に該当する。 (2) 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定していませんか。	()	〔報酬〕別表4注8、注9 《報酬》別表2 〔留意〕第2の1(2)、第2の5(1)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
3 基本報酬の算定(続き)	(3) 登録者が自事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を受けている場合は、自事業所においては、小規模多機能型居宅介護費は、算定していませんか。	()	
4 指定介護予防サービス種類相互の算定関係（小規模多機能型居宅介護と共通でないもの）	利用者が次のいずれかを受けている間に介護予防小規模多機能型居宅介護費を算定していませんか。 ・ 介護予防短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所療養介護 ・ 介護予防特定施設入居者生活介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	()	《報酬》別表2注8
5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の相互の算定関係（小規模多機能型居宅介護と共通でないもの）	利用者が自事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において指定介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている間に、自事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に介護予防小規模多機能型居宅介護費を算定していませんか。	()	《報酬》別表2注9

介護報酬の請求に当たっては、報酬告示、留意事項通知、関係するQ&A等をご確認のうえ、算定要件を満たしていることをご確認ください。